

資産課税課情報	第15号	平成28年6月28日	国税庁資産課税課
---------	------	------------	----------

『租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて』等の一部改正について（法令解釈通達）」の趣旨説明（情報）

平成27年7月7日付課資3-4ほか3課共同『租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて』等の一部改正について（法令解釈通達）」により、譲渡所得等に関する取扱いについて所要の改正を行ったところであるが、その主な改正事項の趣旨を別紙のとおり取りまとめたので、執務の参考とされたい。

〈省略用語例〉

本情報において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。

措置法、(措法)	租税特別措置法 (昭和32年法律第26号)
措置法令、(措令)	租税特別措置法施行令 (昭和32年政令第43号)
旧措置法、(旧措法)	所得税法等の一部を改正する法律 (平成25年法律第5号) による改正前の租税特別措置法
措置法通達	租税特別措置法 (山林所得・譲渡所得関係) の取扱いについて (昭和46年8月26日付直資4-5ほか2課共同) 又は租税特別措置法 (株式等に係る譲渡所得等関係) の取扱いについて (平成14年6月24日付課資3-1ほか3課共同)
旧措置法通達	平成27年7月7日付課資3-4ほか3課共同『『租税特別措置法 (株式等に係る譲渡所得等関係) の取扱いについて』等の一部改正について (法令解釈通達)』による改正前の措置法通達
措置法通達 (源泉所得税関係)	租税特別措置法に係る所得税の取扱い《源泉所得税関係》について (昭和63年3月31日付直法6-8ほか1課共同)
所得税法、(所法)	所得税法 (昭和40年法律第33号)
所得税法令、(所令)	所得税法施行令 (昭和40年政令第96号)
所得税基本通達、(所基通)	所得税基本通達の制定について (昭和45年7月1日付直審(所)30)
旧所得税基本通達	平成27年7月7日付課資3-4ほか3課共同『『租税特別措置法 (株式等に係る譲渡所得等関係) の取扱いについて』等の一部改正について (法令解釈通達)』による改正前の所得税基本通達
法人税法	法人税法 (昭和40年法律第34号)
会社法	会社法 (平成17年法律第86号)
金融商品取引法	金融商品取引法 (昭和23年法律第25号)
大深度地下法	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法 (平成12年法律第87号)

※ 各法令等は、平成27年7月7日現在による。

目 次

第1 「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱い」の一部改正について

1 措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》・措置法第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》共通関係

37の10・37の11共-1	（株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期）	1
37の10・37の11共-3	（一般株式等に係る譲渡損失の金額又は上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた場合の損益の計算）	7
37の10・37の11共-4	（一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算）	8
37の10・37の11共-6	（外貨で表示されている株式等に係る譲渡の対価の額等の邦貨換算）	9
37の10・37の11共-7	（2以上の種類の株式が発行されている場合の取得価額の計算）	11
37の10・37の11共-10	（株式等の購入費用）	12
37の10・37の11共-14	（1単位当たりの取得価額の端数処理）	13
37の10・37の11共-20	（公社債の範囲）	14

2 措置法第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係

37の11-2	（公社債情報）	15
37の11-3	（国外において発行された公社債の意義）	16
37の11-4	（外国証券情報）	17
37の11-5	（取得時から引き続き同一の金融商品取引業者等の営業所において保管の委託がされていない公社債）	18
37の11-6	（平成27年12月31日以前に同族会社が発行した公社債の取扱い）	19

3 措置法第37条の11の2《特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係

37の11の2-2	（特定管理株式等が価値を失った場合の特例の適用）	21
-----------	--------------------------	----

第2 「所得税基本通達の制定について」の一部改正について

○ 法第33条《譲渡所得》関係

33-15の3	（大深度事業と一体的に施行される事業により設置される施設等の所有を目的とする地下について上下の範囲を定めた借地権の設定）	23
33-15の4	（大深度事業認可前の借地権の設定）	25

第1 「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱い」の一部改正について

1 措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》・措置法第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》共通関係

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

【新設】

（株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期）

37の10・37の11共-1 株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期は、次の区分ごとにそれぞれに掲げるところによる。

(1) 次の(2)から(10)まで以外の場合

株式等の引渡しがあった日による。ただし、納税者の選択により、当該株式等の譲渡に関する契約の効力発生の日により総収入金額に算入して申告があったときは、これを認める。

(2) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第156条の24第1項《免許及び免許の申請》の規定による信用取引又は発行日取引（以下37の11-8までにおいて「信用取引等」という。）の方法による場合

当該信用取引等の決済の日による。

(3) その有する株式（以下この項において「旧株」という。）につき、その旧株を発行した法人の行った株式交換により所得税法第57条の4第1項《株式交換等に係る譲渡所得等の特例》に規定する株式交換完全親法人（以下「株式交換完全親法人」という。）に対して当該旧株を譲渡した場合（同項の規定により当該旧株の譲渡がなかったものとみなされる場合を除く。）

その契約において定めたその効力を生ずる日による。

(4) 旧株につき、その旧株を発行した法人の行った株式移転により所得税法第57条の4第2項に規定する株式移転完全親法人（以下「株式移転完全親法人」という。）に対して当該旧株を譲渡した場合（同項の規定により当該旧株の譲渡がなかったものとみなされる場合を除く。）

当該株式移転完全親法人の設立登記の日による。

(5) 所得税法第57条の4第3項各号に掲げる有価証券を当該各号に定める事由により譲渡した場合（同項の規定により当該有価証券の譲渡がなかったものとみなされる場合を除く。）

イ 取得請求権付株式に係る請求権の行使による当該取得請求権付株式の譲渡については、当該請求権の行使をした日による。

ロ 取得条項付株式（取得条項付新株予約権及び取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債を含む。以下この項において同じ。）に係る取得事由の発生による当該取得条項付株式の譲渡については、当該取得事由が生じた日（当該取得条項付株式を発行する法人が当該取得事由の発生により当該取得条項付株式の一部を取得することとするときは、当該取得事由が生じた日と取得の対象となった株主等への当該株式を取得する旨の通知又は公告の日から2週間を経過した日のいずれか遅い日）による。

ハ 全部取得条項付種類株式に係る取得決議による当該全部取得条項付種類株式の譲渡については、当該取得決議において定めた会社が全部取得条項付種類株式を取得する日による。

ニ 新株予約権付社債に付された新株予約権の行使による当該新株予約権付社債についての社

債の譲渡については、当該新株予約権を行使した日による。

(6) 措置法第37条の10第3項に規定する事由に基づき交付を受ける金銭等の額が一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合

イ 同項第1号及び措置法令第25条の8第4項第1号に掲げる合併によるものについては、その契約において定めたその効力を生ずる日（新設合併の場合は、新設合併設立会社の設立登記の日）による。ただし、これらの日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。

ロ 措置法第37条の10第3項第2号に規定する分割によるものについては、その契約において定めたその効力を生ずる日（新設分割の場合は、新設分割設立会社の設立登記の日）による。ただし、これらの日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。

ハ 同項第3号に規定する資本の払戻しによるものについては、その払戻しに係る剰余金の配当又は同号に規定する出資等減少分配がその効力を生ずる日による。

ニ 同号に規定する解散による残余財産の分配によるものについては、その分配開始の日による。ただし、その分配が数回に分割して行われる場合には、それぞれの分配開始の日による。

ホ 同項第4号に規定する自己の株式又は出資の取得によるものについては、その法人の取得の日による。

ヘ 同項第5号に規定する出資の消却、出資の払戻し、社員その他の出資者の退社若しくは脱退による持分の払戻し又は株式若しくは出資を法人が取得することなく消滅させるものについては、これらの事実があった日による。

ト 同項第6号及び措置法令第25条の8第4項第2号に掲げる組織変更によるものについては、組織変更計画において定めたその効力を生ずる日による。ただし、その効力を生ずる日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。

チ 措置法第37条の10第3項第7号に規定する公社債の元本の償還によるものについては、その償還の日による。この場合において、償還の日とは次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日（ただし、買入れの方法による償還の場合は(1)の日）による。

(イ) 記名の公社債（無記名の公社債のうち、所基通36-3《振替記載等を受けた公社債》の定めによるものを含む。）の場合 償還期日

(ロ) 無記名の公社債（(イ)の公社債を除く。）の場合 公社債の元本の償還により交付を受ける金銭等の交付の日

リ 同項第8号に規定する分離利子公社債に係る利子の交付によるものについては、所基通36-2《利子所得の収入金額の収入すべき時期》の取扱いに準ずる。

(7) 措置法第37条の10第4項各号に規定する事由に基づき交付を受ける金銭等の額が一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合

イ 同項第1号に規定する上場廃止特定受益証券発行信託の終了（当該上場廃止特定受益証券発行信託の信託の併合に係るものを除く。）若しくは一部の解約又は同項第2号に規定する投資信託等の終了（当該投資信託等の信託の併合に係るものを除く。）若しくは一部の解約によるものについては、その終了又は一部の解約の日による。

ロ 同項第1号に規定する上場廃止特定受益証券発行信託の信託の併合又は同項第2号に規定する投資信託等の信託の併合に係るものについては、当該信託の併合がその効力を生ずる日による。ただし、当該効力を生ずる日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。

ハ 同項第3号に規定する特定受益証券発行信託に係る信託の分割によるものについては、当該

信託の分割がその効力を生ずる日による。ただし、当該効力を生ずる日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。

ニ 同項第4号に規定する社債的受益権の元本の償還によるものについては、その償還の日による。

(8) 措置法第37条の11第4項各号に規定する事由に基づき交付を受ける金銭等の額が上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合

イ 同項第1号に規定する投資信託等の終了（当該投資信託等の信託の併合に係るものを除く。）若しくは一部の解約によるものについては、その終了又は一部の解約の日による。

ロ 同号に規定する投資信託等の信託の併合に係るものについては、当該信託の併合がその効力を生ずる日による。ただし、当該効力を生ずる日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。

ハ 同項第2号に規定する特定受益証券発行信託に係る信託の分割によるものについては、当該信託の分割がその効力を生ずる日による。ただし、当該効力を生ずる日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。

ニ 同項第3号に規定する社債的受益権の元本の償還によるものについては、その償還の日による。

(9) 取得条項付新投資口予約権に係る取得事由の発生による当該取得条項付新投資口予約権を譲渡した場合

当該取得事由が生じた日（当該取得条項付新投資口予約権を発行する投資法人が当該取得事由の発生により当該取得条項付新投資口予約権の一部を取得することとするときは、当該取得事由が生じた日と取得の対象となった新投資口予約権者への当該取得条項付新投資口予約権を取得する旨の通知又は公告の日から2週間を経過した日のいずれか遅い日）による。

(10) 措置法第37条の14の3第1項又は第2項に規定する事由に基づき一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合

同条第1項に規定する特定合併又は同条第2項に規定する特定分割型分割によるものについては、その契約において定めたその効力を生ずる日による。

《説明》

1 平成25年度税制改正により、従来から非課税とされてきた公社債及び公社債投資信託等の受益権（以下「公社債等」という。）の譲渡による所得が、平成28年1月1日以後、株式等と同様に譲渡益課税の対象とされた。また、旧措置法第37条の10《株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》に規定されていた「株式等に係る譲渡所得等」の申告分離課税制度が「一般株式等に係る譲渡所得等」と「上場株式等に係る譲渡所得等」とに改組され、それぞれ別の申告分離課税制度として位置付けられた（措法37の10、37の11）。

一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37の10）の対象となる「一般株式等」とは、「株式等」のうち上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37の11）の対象となる「上場株式等」以外のものとされ（措法37の10①）、その「株式等」の範囲に次のものが追加された（措法37の10②）。

- ① 公社債投資信託及び公社債等運用投資信託の受益権
- ② 特定目的信託の社債的受益権
- ③ 公社債（次に掲げるものを除く。）

- イ 預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項第5号に規定する長期信用銀行債等
- ロ 農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項第4号に規定する農林債
- ハ 措置法第41条の12第7項に規定する償還差益につき同条第1項の規定の適用を受ける同条第7項に規定する割引債（償還差益について発行時に源泉徴収がされた割引債）

また、上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37の11）の対象となる「上場株式等」についても、株式等の範囲に追加された上記①から③までの公社債等のうち、国債や地方債、平成27年12月31日以前に発行された公社債（その発行の時に同族会社に該当する会社が発行したものを除く。）等の一定の公社債等が新たに「上場株式等」の範囲に追加された（措法37の11②）。

ところで、従来の株式等譲渡益課税の対象には、株式等の譲渡及び信用取引又は発行日取引のほか、法人の合併等に伴うみなし譲渡（旧措法37の10③）及び株式等証券投資信託等の終了又は一部の解約に伴うみなし譲渡（旧措法37の10④）もその対象とされていた。上記税制改正により公社債等の譲渡所得等が株式等と同様に譲渡益課税の対象とされたことに伴い、居住者等が公社債の元本の償還により支払を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（以下「金銭等の額」という。）や分離利子公社債に係る利子として交付を受ける金銭等の額などの一定のものについても、一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして課税することとされ（措法37の10③④、37の11③④）、一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37の10）又は上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37の11）の申告分離課税の対象とされた。

2 そこで、上記税制改正に伴い、旧措置法通達のうち旧措置法第37条の10に関する取扱い（以下「旧措置法通達37条の10関係」という。）を、次の3つに構成を再編し、内容に変更のないものについては移記又は存置するとともに、新たに公社債等の課税関係の取扱いを追加する等の改正を行った。

- (1) 旧措置法通達37条の10関係のうち、一般株式等に係る譲渡所得等及び上場株式等に係る譲渡所得等に関する共通的事項（定義や一般株式等及び上場株式等に係る共通的な取扱い等）については、「措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》・措置法第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》共通関係」として移記
- (2) 旧措置法通達37条の10関係のうち、一般株式等に係る譲渡所得等に関する内容（上記(1)を除く。）については、「措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係」として存置
- (3) 旧措置法通達37条の10関係のうち、上場株式等に係る譲渡所得等に関する内容（上記(1)を除く。）については、「措置法第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係」として移記

3 本項は、旧措置法第37条の10に規定されていた株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期を明らかにしていた旧措置法通達37の10-1《株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期》の取扱いを、平成25年度税制改正により改組された一般株式等に係る譲渡所得等及び上場株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期を明らかにするものとして「措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》・措置法第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》共通関係」に移記し、次に掲げるものを新たに追加したものである。

- (1) 新株予約権付社債に付された新株予約権の行使による当該新株予約権付社債についての社債の譲渡（(5)=）

新株予約権付社債に付された新株予約権の行使の際、いわゆる代用払込みを行う場合について

は、会社法上、その社債部分を現物出資（すなわち譲渡）するものと整理されている。この場合の新株予約権付社債についての社債の譲渡については、その社債の譲渡はなかったものとみなされる（所法57の4③四）が、交付を受けた株式の価額と社債の価額がおおむね同額でない場合には、これまで総合課税の譲渡所得として課税が行われていた。そして、この場合における収入すべき時期については、新株予約権を行使した新株予約権者は、当該新株予約権を行使した日に当該新株予約権の目的である株式の株主となることとされている（会社法282）ことから、旧所得税基本通達57の4-3において、当該新株予約権付社債についての社債に係る譲渡所得の収入すべき時期は、当該新株予約権を行使した日となる旨を明らかにしていた。

平成25年度税制改正により社債の譲渡による所得についても株式等と同様に申告分離課税の対象とされたことから、平成28年1月1日以後の社債の譲渡については、申告分離課税の方法による一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等の課税が行われることとなった（措法37の10②七、37の11②）。

本項の(5)ニは、この税制改正を受け、旧所得税基本通達57の4-3の内容を移記したものであり、その内容に実質的な変更はない。

(2) 公社債の元本の償還によるもの（(6)チ）

平成27年12月31日までは、公社債の元本の償還により交付を受ける金銭等の額は、雑所得として総合課税の対象とされていたが、平成25年度税制改正により、平成28年1月1日以後は、公社債の譲渡による収入金額とみなすことにより、申告分離課税の対象とされた（措法37の10③七、措法37の11③）。

ただし、特定公社債（措置法第3条第1項第1号に規定する特定公社債をいう。以下同じ。）以外の公社債の償還により交付を受ける金銭又は金銭以外の資産で、一定の個人^(注)が支払を受けるものは、引き続き雑所得として総合課税の対象とされている（措法37の10③七、措令25の8⑩、措規18の9①）。

(注) 「一定の個人」とは、次に掲げる個人をいう。

- イ 特定公社債以外の公社債の償還により交付を受ける金銭又は金銭以外の資産で、その償還の日において法人税法の規定に基づいて同族会社の判定を行った場合にその金銭又は金銭以外の資産の交付をした法人が法人税法第2条第10号に規定する同族会社に該当するときにおけるその判定の基礎となる一定の株主（以下「特定個人」という。）
- ロ 特定個人の親族
- ハ 特定個人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ニ 特定個人の使用人
- ホ 上記ロからニまでに掲げる者以外の者で、特定個人から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
- ヘ 上記ハからホまでに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

本項の(6)チは、措置法第37条の10第3項第7号に規定する公社債の元本の償還によるものについての「収入すべき時期」は、措置法令第25条の8第10項に規定する同族会社の判定の日と同様に「償還の日」となることを明らかにしたものである。

また、この「償還の日」が、「償還期日（償還期限）」であるのか「償還金の交付の日」であるのか疑問が生じ得ることから、現行の記名又は無記名の公社債の利子所得の収入すべき時期の取扱い（所法36①③、所基通36-2）と同様に、記名の公社債については「償還期日（償還期限）」とし、無記名の公社債については「償還金の交付の日」となることを明らかにしたものである。

なお、公社債の元本の償還については、定時償還や繰上償還される場合もあるが、この場合、定時償還や繰上償還により交付されるそれぞれの金銭等の額が公社債の元本の償還により交付

を受ける金銭等の額に該当し、公社債の譲渡による収入金額とみなされることとなるので留意する必要がある。

(3) 分離利子公社債に係る利子の交付によるもの (6)リ)

平成25年度税制改正により、分離利子公社債（公社債で元本に係る部分と利子に係る部分とに分離されてそれぞれ独立して取引されるもの^(注)のうち、その利子に係る部分であった公社債をいう。以下同じ。）に係る利子として交付を受ける金銭等の額を、一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなすことにより、申告分離課税の対象とされた（措法37の10③八、37の11③）。

本項の(6)リは、この分離利子公社債に係る利子として交付を受ける金銭等の額についての「収入すべき時期」については、所得税基本通達36-2《利子所得の収入金額の収入すべき時期》の取扱いに準じ、無記名のものを除き「その利子につき支払開始日と定められた日（利払日）」となることを明らかにしたものである。

なお、無記名の公社債の利子に係る利子所得の収入金額については、現実はその支払を受けた日がその収入すべき時期とされている（所法36③）。

(注) いわゆるストリップス債がこれに該当するが、ストリップス債のうち元本に係る部分であった公社債については、上記(2)の公社債の元本の償還に該当して申告分離課税の対象となる。

(4) 社債的受益権の元本の償還によるもの ((7)ニ、(8)ニ)

平成25年度税制改正により、特定目的信託の社債的受益権で一般株式等又は上場株式等に該当するものの元本の償還により交付を受ける金銭等の額についても、公社債の元本の償還により交付を受ける金銭等の額と同様に、一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして課税することとされた（措法37の10④四、37の11④三）。

本項の(7)ニ及び(8)ニは、社債的受益権の元本の償還によるものについての「収入すべき時期」は、公社債の元本の償還によるものと同様に「償還の日」となることを明らかにしたものである。

【新設】

(一般株式等に係る譲渡損失の金額又は上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた場合の損益の計算)

37の10・37の11共-3 一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額は、「特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算」の適用を受ける場合を除き、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除することはできず、また、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額は、一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除することはできないことに留意する。

《説明》

- 1 平成25年度税制改正により、旧措置法第37条の10に規定されていた「株式等に係る譲渡所得等」の申告分離課税制度が「一般株式等に係る譲渡所得等」と「上場株式等に係る譲渡所得等」とに改組され、それぞれ別の申告分離課税制度として位置付けられた（措法37の10、37の11）。
- 2 平成27年12月31日まで、株式等に係る譲渡所得等の金額は、上場株式等以外の株式等（未公開株式等）の譲渡による譲渡所得等の金額の計算上生じる損益と上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算上生じる損益を合計（通算）し、計算することとされていた。
- 3 しかしながら、上記1の税制改正により、株式等に係る譲渡所得等は、「一般株式等に係る譲渡所得等」と「上場株式等に係る譲渡所得等」に区分して計算し、課税することとされたため、原則として、一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じる損益と上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じる損益を合計（通算）し計算することができないこととされた（措法37の10①、37の11①）。
- 4 本項は、このことを留意的に明らかにしたものである。

【新設】

（一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算）

37の10・37の11共－4 一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算は、次に掲げる順序によって計算することに留意する。

- (1) 一般株式等に係る事業所得、譲渡所得又は雑所得の金額のいずれかに、その金額の計算上生じた損失の金額がある場合には、措置法令第25条の8第1項の規定により、当該損失の金額を他の一般株式等に係る事業所得、譲渡所得又は雑所得の金額から控除する。
 - (2) 上場株式等に係る事業所得、譲渡所得又は雑所得の金額のいずれかに、その金額の計算上生じた損失の金額がある場合には、措置法令第25条の9第1項の規定により、当該損失の金額を他の上場株式等に係る事業所得、譲渡所得又は雑所得の金額から控除する。
 - (3) 「特定投資株式の取得に要した金額の控除等」の適用を受ける場合には、措置法令第25条の12第2項第1号の規定により、まず一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除し、なお控除しきれない金額があるときは、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。
 - (4) 「特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算」の適用を受ける場合には、当該特定投資株式に係る譲渡損失の金額を上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。
 - (5) 「特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除」の適用を受ける場合には、当該繰越控除に係る譲渡損失の金額を、措置法令第25条の12の2第7項第2号の規定により、まず一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除し、なお控除しきれない金額があるときは、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。
 - (6) 「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除」の適用を受ける場合には、当該繰越控除に係る譲渡損失の金額を上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。
 - (7) 所得税法第71条第1項《雑損失の繰越控除》に規定する雑損失の金額（37の10・37の11共－5において「雑損失の金額」という。）がある場合には、同項の規定による控除を行う。
- (注) 1 上記(1)又は(2)の計算に当たり、一般株式等に係る事業所得、譲渡所得若しくは雑所得の金額又は上場株式等に係る事業所得、譲渡所得若しくは雑所得の金額のうちに、「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例（旧措法37の13の3）」の適用がある株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得の金額（以下この項において「公開等特定株式に係る譲渡所得等の金額」という。）がある場合、上記(1)又は(2)の損失の金額は、まず公開等特定株式に係る譲渡所得等の金額から控除する。
- 2 上記(3)の計算に当たり、一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうちに、公開等特定株式に係る譲渡所得等の金額に対応する部分の金額がある場合は、まず当該公開等特定株式に係る譲渡所得等の金額に対応する部分の金額から控除する。

《説明》

本項は、旧措置法第37条の10に規定されていた株式等に係る譲渡所得等の金額の計算順序を示した旧措置法通達37の10－3《株式等に係る譲渡所得等の金額の計算》の取扱いと同様に、平成25年度税制改正により改組された一般株式等に係る譲渡所得等及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算順序を示すものとして留意的に明らかにしたものである。

【新設】

(外貨で表示されている株式等に係る譲渡の対価の額等の邦貨換算)

37の10・37の11共－6 一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算に当たり、株式等の譲渡の対価の額が外貨で表示され当該対価の額を邦貨又は外貨で支払うこととされている場合の当該譲渡の価額は、原則として、外貨で表示されている当該対価の額につき金融商品取引業者と株式等を譲渡する者との間の外国証券の取引に関する外国証券取引口座約款において定められている約定日におけるその支払をする者の主要取引金融機関（その支払をする者がその外貨に係る対顧客直物電信買相場を公表している場合には、当該支払をする者）の当該外貨に係る対顧客直物電信買相場により邦貨に換算した金額による。

また、国外において発行された公社債の元本の償還（買入れの方法による償還を除く。）により交付を受ける金銭等の邦貨換算については、記名の上記のものは償還期日における対顧客直物電信買相場により邦貨に換算した金額により、無記名の上記のものは、現地保管機関等が受領した日（現地保管機関等からの受領の通知が著しく遅延して行われる場合を除き、金融商品取引業者が当該通知を受けた日としても差し支えない。）における対顧客直物電信買相場により邦貨に換算した金額による。

なお、取得の対価の額の邦貨換算については、対顧客直物電信売相場により、上記に準じて行う。

(注) 株式等の取得の約定日が平成10年3月以前である場合には、外国為替公認銀行の公表した対顧客直物電信売相場によることに留意する。

《説明》

- 1 外貨建取引の円換算については、所得税基本通達57の3－2《外貨建取引の円換算》により、対顧客直物電信買相場（T. T. B）と対顧客直物電信売相場（T. T. S）との仲値（T. T. M）により邦貨換算を行うのが原則であるが、旧措置法第37条の10に規定されていた株式等の譲渡の対価の額が外貨で表示されている場合の邦貨換算については、特定口座制度との関係から、その例外として、同通達の注書の4の取扱いに準じて、旧措置法通達37の10－8《外貨で表示されている株式等に係る譲渡の対価の額等の邦貨換算》により、約定日における対顧客直物電信買相場（T. T. B）により邦貨換算を行ってきているところである。
- 2 ところで、平成25年度税制改正により、平成28年1月1日以後、公社債の元本の償還により交付を受ける金銭等の額については、一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされることとされた（措法37の10③七、37の11③）。
- 3 そのため、本項は、上記税制改正に伴い、旧措置法通達37の10－8の取扱いを移記した上で、国外において発行された公社債の元本の償還により交付を受ける金銭等の額については、株式等の譲渡の価額と同様、対顧客直物電信買相場（T. T. B）により邦貨換算を行う旨を明らかにしたものである。また、その邦貨換算を行う時点については、公社債の元本の償還には約定日がないため、邦貨換算をいつの日において行うべきか疑問が生じるが、この点については、措置法通達（源泉所得税関係）3の3－6《外国通貨で支払を受けた利子等を外国通貨で交付する場合の邦貨換算》において、外国通貨で支払を受けた利子等を外国通貨で交付する場合の邦貨換算についての取扱いが明らかにされていることから、この取扱いと同様に、記名の上記のものは償還期日において、無記名の上記のものは、現地保管機関等が受領した日（現地保管機関等からの受領の通知が著しく遅延して行われる場合を除き、

金融商品取引業者が当該通知を受けた日としても差し支えない。)において、対顧客直物電信買相場(T. T. B)により邦貨換算することを明らかにしたものである。

- 4 なお、上記3の取扱いを原則的なものとしているのは、公社債の元本の償還により交付を受ける金銭等の額については、これまで総合課税の雑所得の課税対象とされ、上記1のとおり、その邦貨換算に当たっては、対顧客直物電信買相場(T. T. B)と対顧客直物電信売相場(T. T. S)との仲値(T. T. M)により邦貨換算が行われていたことから、公社債の元本の償還により交付を受ける金銭等の額について、平成28年1月1日以後も引き続き対顧客直物電信買相場(T. T. B)と対顧客直物電信売相場(T. T. S)との仲値(T. T. M)で邦貨換算を行うこともできることとしたものである。また、外貨建ての株式等の取引後、邦貨に転換せずに外貨のまま売買を複数回継続し、実体のない譲渡損失を計上するなどの課税上の弊害が生じる場合にも、所得税基本通達57の3-2によっているが、この点についても明らかにしたものである。

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

【新設】

(2以上の種類の株式が発行されている場合の取得価額の計算)

37の10・37の11共－7 一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算に当たり、一の法人の2以上の種類の株式を有する場合には、各種類の株式の権利内容等からみて、各種類の株式がそれぞれ異なる価額で取引が行われるものと認められるときには、各種類の株式はそれぞれ異なる銘柄の株式として、所得税法令第105条第1項《有価証券の評価の方法》の規定を適用するものとする。

(注) 一の法人等の2以上の種類(回号)の公社債を有する場合も同様とする。

《説明》

本項は、旧措置法第37条の10に規定されていた株式等に係る譲渡所得等の金額の計算に当たり、同一法人の2以上の種類の株式を有する場合の有価証券の一単位当たりの取得価額の算出に関する取扱いを明らかにしていた旧措置法通達37の10－9《二以上の種類の株式が発行されている場合の取得価額の計算》を移記したものである。また、平成25年度税制改正により、株式等に公社債が含まれることとなったことを踏まえ、本項注書において、一の法人等が発行した2以上の種類(回号)の公社債を有する場合も、2以上の種類の株式を有する場合と同様に、各種類(回号)の公社債はそれぞれ異なる銘柄の公社債として、所得税法令第105条第1項《有価証券の評価の方法》の規定を適用することとなる旨を明らかにしたものである。

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

【新設】

(株式等の購入費用)

37の10・37の11共-10 所得税法令第109条第1項第4号に規定する「購入のために要した費用」とは、株式等を購入するに当たって支出した買委託手数料（当該委託手数料に係る消費税及び地方消費税を含む。）、交通費、通信費、名義書換料等をいう。

なお、利付公社債（既発債）を購入する場合に、直前の利払期からその購入の時までの期間に応じた経過利子に相当する額として、売買価額に含めて譲渡者に対して支払われる金額については、その利付公社債の取得価額に含まれることに留意する。

《説明》

本項は、所得税法令第109条第1項第4号に規定する「購入のために要した費用」の範囲を明らかにした旧措置法通達37の10-10《株式等の購入費用》を移記したものである。また、平成25年度税制改正により、株式等に公社債が含まれることとなったことを踏まえ、本項なお書において、利付公社債（既発債）を購入する場合、利付公社債の元本の額と直前の利払期からその購入の時までの期間に応じた経過利子に相当する額との合計額を売買価額として取引されるのが一般的であることから、売買価額に含めて譲渡者に対して支払われる経過利子に相当する金額についても、「購入のために要した費用」に該当し、その利付公社債の取得価額に含まれることを留意的に明らかにしたものである。

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

【新設】

(1 単位当たりの取得価額の端数処理)

37の10・37の11共-14 所得税法令第105条第1項の規定により計算された1単位当たりの取得価額又は所得税法令第118条第1項《譲渡所得の基因となる有価証券の取得費等》の規定により計算された1単位当たりの金額に1円未満の端数（公社債は額面100円当たりの価額とした場合の小数点以下2位未満の端数）があるときは、原則として、その端数を切り上げるものとする。

《説明》

- 1 平成25年度税制改正により、旧措置法第37条の10に規定されていた「株式等に係る譲渡所得等」の申告分離課税制度が「一般株式等に係る譲渡所得等」と「上場株式等に係る譲渡所得等」とに改組され、それぞれ別の申告分離課税制度として位置付けられた（措法37の10、37の11）。
- 2 本項は、上記税制改正に伴い、所得税法令第105条第1項又は第118条第1項の規定における1単位当たりの取得価額又は取得費の計算上、端数が生じた場合の取扱いを明らかにした旧措置法通達37の10-15《1単位当たりの取得価額の端数処理》を移記したものである。また、平成25年度税制改正により、株式等に公社債が含まれることとなったことを踏まえ、公社債の1単位当たりの取得価額又は取得費の端数処理に当たっては、額面100円当たりの価額とした場合の小数点以下2位未満の端数を切り上げて計算することを明らかにしたものである。
- 3 ところで、この1円未満の端数処理の取扱いを利用し、実体のない多額の譲渡損失を計上するケースには、これまでも本項による1円未満の端数処理は認めてこなかったところであるが、本項の端数処理の取扱いが原則的なものであることを明確化し、上記のような課税上弊害がある場合においては、本項の取扱いによる端数処理を行うことなく、本来の取得価額に基づき所得計算を行うことを明らかにした。

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

【新設】

（公社債の範囲）

37の10・37の11共－20 措置法第37条の10第2項第7号に掲げる「公社債」の範囲は、所基通2－10

《公債の範囲》及び2－11《社債の範囲》の取扱いによるのであるが、次に掲げるものは除かれることに留意する。

(1) 預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項第5号《定義》に規定する長期信用銀行債等

(2) 農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項第4号《定義》に規定する農林債

(3) (1)及び(2)以外の公社債で、措置法第41条の12第7項に規定する償還差益について同条第1項の規定の適用を受ける同条第7項に規定する割引債

(注) 上記(1)から(3)までの公社債の譲渡による所得については、措置法第37条の15第1項の規定により所得税は課されない。

《説明》

1 従来から非課税とされてきた公社債等の譲渡による所得については、平成25年度税制改正により、平成28年1月1日以後、株式等に公社債が含まれることとされ（措法37の10②七）、株式等と同様に、一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象とすることとされた（措法37の10、37の11）。

2 本項は、措置法上の「公社債」は所得税法上の「公社債」と同義（措法2①五、所法2①九）である。したがって、措置法第37条の10第2項第7号に掲げる「公社債」の範囲は、所得税基本通達2－10《公債の範囲》及び2－11《社債の範囲》の取扱いと同様となるのであるが、同号の規定により課税対象となる公社債から除かれているものがあることから、それらの公社債を列記することにより、公社債の範囲を留意的に明らかにしたものである。また、注書において、それらの譲渡による所得が非課税とされる旨を併せて明らかにした。

2 措置法第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

【新設】

（公社債情報）

37の11-2 措置法第37条の11第2項第10号に規定する「金融商品取引所の規則に基づき公表された公社債情報」とは、例えば、東京証券取引所が定める「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第2条《定義》に掲げる「プログラム情報」が該当することに留意する。

《説明》

- 1 平成25年度税制改正により、株式等の範囲に加えられた公社債のうち、金融商品取引所においてその金融商品取引所の規則に基づき公表された公社債情報（一定の期間内に発行する公社債の種類及び総額、その公社債の発行者の財務状況及び事業の内容その他当該公社債及び当該発行者に関して明らかにされるべき基本的な情報をいう。以下同じ。）に基づき発行する公社債で、その発行の際に作成される目論見書に、当該公社債が当該公社債情報に基づき発行されるものである旨の記載のあるものは、上場株式等に該当することとされた（措法37の11⑩+）。
- 2 本項は、この「金融商品取引所の規則に基づき公表された公社債情報」に該当するものとして、東京証券取引所が定める「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第2条《定義》に掲げる「プログラム情報」を例示的に示したものである。

【新設】

(国外において発行された公社債の意義)

37の11-3 措置法第37条の11第2項第11号に規定する「国外において発行された公社債」とは、募集又は売出しが国外において行われた公社債をいい、外国通貨で表示されているものに限らないことに留意する。

《説明》

- 1 平成25年度税制改正及び平成26年度税制改正により、株式等の範囲に加えられた公社債のうち、国外において発行された公社債で、次に掲げるものは、上場株式等に該当することとされた（措置法37の11②十一）。
 - (1) 金融商品取引法第2条第4項《定義》に規定する有価証券の売出し（同項に規定する売付け勧誘等であって同項第1号に掲げる場合に該当するものとして一定の場合に該当するものに限る。）に応じて取得した公社債（(2)において「売出し公社債」という。）で、当該取得の時から引き続き当該有価証券の売出しをした金融商品取引業者等の営業所において保管の委託がされているもの
 - (2) 金融商品取引法第2条第4項に規定する売付け勧誘等に応じて取得した公社債（売出し公社債を除く。）で、当該取得の日前9月以内（外国法人にあっては、12月以内）に有価証券報告書等を提出している会社が発行したもの（当該取得の時から引き続き当該売付け勧誘等をした金融商品取引業者等の営業所において保管の委託がされているものに限る。）
- 2 本項は、上記税制改正に伴い、旧措置法通達37の16-1《国外において発行される公社債の意義》を移記したものであり、「国外において発行された公社債」とは、募集又は売出しが国外において行われた公社債、つまり、募集又は売出しを行う地域が国外である場合をいい、外国通貨で表示されているものに限らないことを留意的に明らかにしたものである。
- 3 したがって、本邦通貨（円）で表示されている公社債であっても、募集又は売出しが国外において行われているものは「国外において発行された公社債」に該当するが、外国通貨で表示されている公社債であっても、募集又は売出しが国内において行われているものは「国外において発行された公社債」に該当しない。

【新設】

(外国証券情報)

37の11-4 措置法令第25条の9第5項に規定する「外国証券情報」とは、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成20年内閣府令第78号）第12条《外国証券情報の内容》に規定する情報のことをいうことに留意する。

(注) 「外国証券情報」は、金融商品取引法第27条の32の2第1項《外国証券情報の提供又は公表》の規定により、同項に規定する外国証券売出しにより有価証券を売り付ける場合に公表を義務付けられた当該有価証券及び当該有価証券の発行者に関する情報であり、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第12条において具体的な内容が規定されている。

《説明》

- 1 平成25年度税制改正により、株式等の範囲に加えられた公社債のうち、国外において発行された公社債で、金融商品取引法第2条第4項に規定する有価証券の売出し（同項に規定する売付け勧誘等であって同項第1号に掲げる場合に該当するものとして一定の場合に該当するものに限る。）に応じて取得し、当該取得の時から引き続き当該有価証券の売出しをした金融商品取引業者等の営業所において保管の委託がされているものは、上場株式等に該当することとされた（措法37の11②十一イ）。
- 2 この「有価証券の売出し」については、金融商品取引法第2条第4項に規定する売付け勧誘等（以下この項において「売付け勧誘等」という。）であって、同項第1号に掲げる場合（多数の者（50名以上）を相手方として行う場合をいい、適格機関投資家のみを相手方としてするものを除く。）に該当し、かつ、目論見書又は同法第27条の32の2第1項《外国証券情報の提供又は公表》に規定する外国証券情報にその売付け勧誘等が同号に掲げる場合に該当するものである旨の記載又は記録がなされて行われる場合に該当するものに限られている（措令25の9⑤）。
- 3 本項は、この「外国証券情報」とは、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成20年内閣府令第78号）第12条《外国証券情報の内容》に規定する情報のことをいう旨を留意的に明らかにしたものである。

なお、この「外国証券情報」は、金融商品取引法第27条の32の2第1項の規定により、同項に規定する外国証券売出しにより有価証券を売り付ける場合に公表を義務付けられた当該有価証券及び当該有価証券の発行者に関する情報であり、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第12条において、有価証券の区分ごとに提供又は公表すべき情報の内容が規定されている。

【新設】

(取得時から引き続き同一の金融商品取引業者等の営業所において保管の委託がされていない公社債)

37の11-5 措置法第37条の11第2項第11号イに規定する有価証券の売出しに応じて取得した公社債又は同号ロに規定する売付け勧誘等に応じて取得した公社債であっても、それらの取得時から引き続き当該有価証券の売出し又は当該売付け勧誘等（以下この項において「有価証券の売出し等」という。）をした金融商品取引業者等の営業所において保管の委託がされていないものについては、同号イ又はロに掲げる公社債には該当しないことに留意する。

したがって、例えば、取引している金融商品取引業者等の変更等により、取得時から引き続き有価証券の売出し等をした金融商品取引業者等の営業所において保管の委託がされないこととなる公社債は、同号に掲げる公社債には該当しないこととなることに留意する。ただし、同一の金融商品取引業者等の他の営業所に移管された公社債は、引き続き有価証券の売出し等をした金融商品取引業者等の営業所において保管の委託がされているものに該当することに留意する。

《説明》

- 1 平成25年度税制改正及び平成26年度税制改正により、株式等の範囲に加えられた公社債のうち、国外において発行された公社債で、次に掲げるものは、上場株式等に該当することとされた（措法37の11②十一）。
 - (1) 金融商品取引法第2条第4項に規定する有価証券の売出し（同項に規定する売付け勧誘等であって同項第1号に掲げる場合に該当するものとして一定の場合に該当するものに限る。）に応じて取得した公社債（(2)において「売出し公社債」という。）で、当該取得の時から引き続き当該有価証券の売出しをした金融商品取引業者等の営業所において保管の委託がされているもの
 - (2) 金融商品取引法第2条第4項に規定する売付け勧誘等に応じて取得した公社債（売出し公社債を除く。）で、当該取得の日前9月以内（外国法人にあつては、12月以内）に有価証券報告書等を提出している会社が発行したもの（当該取得の時から引き続き当該売付け勧誘等をした金融商品取引業者等の営業所において保管の委託がされているものに限る。）
- 2 このように、措置法第37条の11第2項第11号の規定上、国外において発行された上記1(1)の有価証券の売出しに応じて取得した公社債又は上記1(2)の売付け勧誘等に応じて取得した公社債であっても、これらの公社債の取得の時から引き続き当該有価証券の売出しをした金融商品取引業者等の営業所において保管の委託がされているものでなければ、同号イ又はロの公社債には該当しないため、同項に規定する上場株式等に該当しないこととなる。
- 3 本項は、このことを留意的に明らかにするとともに、措置法第37条の11第2項第11号イ又はロの公社債に該当しないケース等を留意的に明らかにしたものである。

【新設】

（平成27年12月31日以前に同族会社が発行した公社債の取扱い）

37の11-6 措置法第37条の11第2項第14号に掲げる平成27年12月31日以前に発行された公社債の取扱いについては、次の点に留意する。

(1) 措置法第37条の11第2項第14号括弧書の公社債（その発行時において同族会社（法人税法第2条第10号に規定する同族会社をいう。以下この項において同じ。）に該当する会社が発行したものをいう。以下この項において同じ。）

当該公社債の譲渡又は元本の償還（買入れの方法による償還を含む。以下この項において同じ。）の日において、当該会社が同族会社に該当しないこととなっている場合であっても、措置法第37条の11第2項第14号括弧書の公社債に該当する。

(注) 措置法第37条の11第2項第14号括弧書の公社債であっても、同項第1号から第13号までのいずれかに該当する場合には、上場株式等に該当する。

(2) 措置法第37条の11第2項第14号括弧書の公社債が同項第1号から第13号までのいずれにも該当せず、一般株式等に該当する場合において、当該公社債の元本の償還により金銭等の交付を受けるとき

その償還の日においてその交付を受ける者が措置法第37条の10第3項第7号括弧書の規定に該当する者である場合は、同号の規定により、一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされない。

(注) 措置法第37条の11第2項第14号括弧書の公社債に限らず、特定公社債（措置法第3条第1項第1号に規定する特定公社債をいう。）以外の公社債の元本の償還により交付を受ける金銭等の額が措置法第37条の10第3項第7号の規定により一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされない場合のその交付を受ける金銭等の額は、総合課税の雑所得に係る収入金額となる。

《説明》

- 1 平成25年度税制改正及び平成26年度税制改正により、株式等の範囲に加えられた公社債のうち、平成27年12月31日以前に発行された公社債で、その発行の時において法人税法第2条第10号に規定する同族会社（以下この項において「同族会社」という。）に該当する会社が発行したものの以外のもは、上場株式等に該当することとされた（措法37の11⑭十四）。
- 2 本項の(1)は、措置法第37条の11第2項第14号括弧書の公社債（平成27年12月31日以前に発行された公社債で、その発行時において同族会社に該当する会社が発行した公社債をいう。以下この項において同じ。）が、当該公社債の譲渡又は元本の償還（買入れの方法による償還を含む。以下この項において同じ。）の日において、当該会社が同族会社に該当しないこととなっている場合であっても、同号括弧書において「その発行時において」同族会社に該当する会社が発行した公社債と規定されていることから、措置法第37条の11第2項第14号括弧書の公社債に該当することを留意的に明らかにしたものである。したがって、この公社債は、上場株式等に該当しないこととなる。ただし、同項第1号から第13号までのいずれかに該当する場合には、上場株式等に該当することとなる。
- 3 また、措置法第37条の11第2項第14号括弧書の公社債が同項第1号から第13号までのいずれにも

該当しない場合、すなわち、一般株式等に該当する場合において、当該公社債の元本の償還により金銭又は金銭以外の資産の交付を受けるときは、措置法第37条の10第3項第7号の規定に該当すれば、一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされて申告分離課税の対象となる。しかしながら、その償還の日においてその交付を受ける者が同号括弧書の規定に該当する者^(注)である場合は、当該者が交付を受けるものの価額については、同号に規定する公社債の元本の償還による交付を受ける金銭等の額から除かれていることから、一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされないこととなる。本項の(2)はこのことを留意的に明らかにしたものである。

(注) 「その償還の日においてその交付を受ける者が同号括弧書の規定に該当する者」とは、その償還の日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該金銭又は金銭以外の資産の交付をした法人が同族会社に該当することとなるときにおける当該株主等をいう(措法37の10③七括弧書、措令25の8⑩、措規18の9①)。

3 措置法第37条の11の2《特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

【新設】

（特定管理株式等が価値を失った場合の特例の適用）

37の11の2-2 措置法第37条の11の2第1項の規定は、同条第3項の規定により、同条第1項に規定する事実が発生した日の属する年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、かつ、同項に規定する損失の金額の計算に関する明細書及び措置法規則第18条の10の2第5項に規定する書類の添付がある場合に限り、適用することに留意する。

《説明》

- 1 平成25年度税制改正により、従来から非課税とされてきた公社債等の譲渡による所得が、平成28年1月1日以後、株式等と同様に譲渡益課税の対象とされた。また、旧措置法第37条の10に規定されていた「株式等に係る譲渡所得等」の申告分離課税制度が、「一般株式等に係る譲渡所得等」と「上場株式等に係る譲渡所得等」とに改組され、それぞれ別の申告分離課税制度として位置付けられた（措法37の10、37の11）。
 - 2 また、上記税制改正に伴い、上場株式等に係る譲渡所得等（措法37の11）の対象となる公社債のうち、次に掲げるもの（以下「特定口座内公社債等」という。）が、「特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」（措法37の11の2）（以下この項において「本特例」という。）の対象に加えられた。そして、特定口座内公社債等の無価値化事由^{（注）}が生じた場合は、当該特定口座内公社債等の譲渡をしたことと、当該無価値化により生じた損失の金額を上場株式等に係る譲渡損失の金額とそれぞれみなして、損益通算及び3年間の繰越控除（措法37の12の2）の対象とすることとされた（措法37の11の2①）。
 - (1) 特定管理株式等である公社債（金融商品取引所に上場されていた公社債その他これに類する公社債）
特定口座内保管上場株式等が上場株式等に該当しないこととなった内国法人が発行した公社債につき、その上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続きその特定口座を開設する金融商品取引業者等に開設される特定管理口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされているその内国法人が発行した公社債
 - (2) 特定口座内公社債
特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はその特定口座に保管の委託がされている内国法人が発行した公社債
- （注） 特定口座内公社債等が公社債としての価値を失ったことによる損失が生じたものとされる一定の事実をいい、具体的には、次に掲げる事実をいう（措法37の11の2①一、措令25の9の2③二）。
- ① 特定口座内公社債等を発行した法人が解散（合併による解散を除く。）をし、その清算が終了したこと。
 - ② 特定口座内公社債等を発行した内国法人（以下「特定口座内公社債等発行人」という。）が破産法（平成16年法律第75号）第216条第1項《破産手続開始の決定と同時にする破産手続廃止の決定》若しくは第217条第1項《破産手続開始の決定後の破産手続廃止の決定》の規定による破産手続廃止の決定又は同法第220条第1項《破産手続終結の決定》の規定による破産手続終結の決定を受けたことにより、その居住者等が有する特定口座内公社債等と同一銘柄の社債に係る債権の全部について弁済を受けることができないことが確定したこ

と。

③ 特定口座内公社債等発行法人がその社債を無償で消滅させることを定めた会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第2項《定義》に規定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受け、その更生計画に基づきその居住者等有する特定口座内公社債等と同一銘柄の社債を無償で消滅させたこと。

④ 特定口座内公社債等発行法人がその社債を無償で消滅させることを定めた民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第3号《定義》に規定する再生計画につき同法の規定による再生計画認可の決定が確定し、その再生計画に基づきその居住者等有する特定口座内公社債等と同一銘柄の社債を無償で消滅させたこと。

3 ところで、本特例は、株式については、特定口座から特定管理口座に移管がされてから清算終了等の無価値化事由が生じる仕組みとなっている。しかし、特定口座内公社債については、特定口座から特定管理口座に移管がされることなく特定口座において管理されたままで破産手続廃止の決定等の無価値化事由が発生することとなる。このように、特定口座において管理されたままで無価値化事由が発生する場合であっても、上場株式等保管委託契約（措法37の11の3③二）に基づく特定口座を開設されている金融商品取引業者等への売委託の方法等による譲渡が行われていないことから、特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等（措法37の11の3～37の11の6）は適用されず、無価値化事由により特定口座内公社債について生じた損失の金額については、特定口座内では損益計算が行われないこととなる。このため、無価値化事由により特定口座内公社債について生じた損失の金額を上場株式等に係る譲渡所得等の金額として計上するためには、その特定口座内公社債につき破産手続廃止の決定等の事実が発生した日の属する年分の確定申告書に、本特例の適用を受けようとする旨を記載し、かつ、一定の書類を添付して、税務署長に提出することにより本特例の適用を受ける必要がある。本項はこのことを留意的に明らかにしたものである。

第2 「所得税基本通達の制定について」の一部改正について

○ 法第33条《譲渡所得》関係

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

【新設】

（大深度事業と一体的に施行される事業により設置される施設等の所有を目的とする地下について上下の範囲を定めた借地権の設定）

33-15の3 令第79条第1項第3号の規定により資産の譲渡とみなされる場合は、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号。以下33-15の4までにおいて「大深度地下法」という。）第16条《使用の認可の要件》の規定により使用の認可を受けた事業（以下33-15の4までにおいて「認可事業」という。）と一体的に施行される事業により設置される施設又は工作物の全部の所有を目的とする地下について上下の範囲を定めた借地権の設定の対価として支払を受ける金額が、次の算式により計算した金額を超える場合であるから留意する。

（計算式）

$$\frac{\text{その土地の価額}}{\text{（注1）}} \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{認可事業と一体的に施行される事業により設置される施設又は工作物の全部の所有を目的とする地下について上下の範囲を定めた借地権（A）の設定される範囲のうち最も浅い部分の深さから大深度（注2、注3）までの距離}}{\text{その土地における地表から大深度までの距離（注4）}} \times \frac{5}{10}$$

（注）1 認可事業と一体的に施行される事業により設置される施設又は工作物の全部の所有を目的とする地下について上下の範囲を定めた借地権（A）の設定される土地について令第79条第1項に規定する借地権（B）を設定している者（以下この項において「借地権者」という。）にあつては、当該借地権（B）の価額による。

2 「大深度」とは、令第79条第1項第3号に規定する大深度をいい、具体的には、その土地の地表から大深度地下法第2条第1項各号《定義》に掲げる深さ（次の①及び②に掲げる深さ）のうちいずれか深い方の深さをいう。以下この項において同じ。

① 地表から40メートルの深さ

② 支持地盤（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令（平成12年政令第500号）第2条第1項《通常の建築物の基礎ぐいを支持することができる地盤等》に規定する支持地盤をいう。）のうち最も浅い部分の深さから10メートルの深さ

3 借地権（A）の設定される範囲より深い地下で、当該大深度よりも浅い地下において既に地下について上下の範囲を定めた他の借地権（C）が設定されている場合は、当該他の借地権（C）の範囲のうち最も浅い部分の深さとする。

4 借地権者も、借地権（B）に係る土地における地表から大深度までの距離による。

《説明》

- 1 譲渡所得とは、資産の譲渡による所得のほか、建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（以下この項において「借地権」という。）の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で一定のもの（以下この項において「資産の譲渡とみなされる行為」という。）を含むこととされている（所法33①）。この「資産の譲渡とみなされる行為」とは、借地権又は一定の地役権の設定で、その対価として支払を受ける金額が次に掲げる金額の10分の5を超える場合をいう（所令79①）。

(1) 建物若しくは構築物の全部の所有を目的とする借地権又は地役権の設定である場合
その土地（借地権者にあつては、借地権。(2)において同じ。）の価額（地下若しくは空間について上下の範囲を定めた借地権又は地役権の設定等の場合は、当該価額の2分の1に相当する金額）

(2) 建物又は構築物の一部の所有を目的とする借地権の設定である場合
その土地の価額に、その建物又は構築物の床面積のうち当該借地権に係る建物又は構築物の一部の床面積の占める割合を乗じて計算した金額

(注) その設定の対価として支払を受ける金額が、①上記(1)又は(2)に掲げる金額の10分の5を超えない場合及び②上記(1)又は(2)に掲げる金額の10分の5を超える場合であっても、その設定により支払を受ける地代の年額の20倍に相当する金額以下である場合には、譲渡所得に該当しないものと推定され（所令79③）、不動産所得として課税される。

2 ところで、平成27年度税制改正により、大深度地下法第16条《使用の認可の要件》の規定により使用の認可を受けた事業（以下「認可事業」という。）と一体的に施行される事業（注1）により設置される施設又は工作物（注2）の全部の所有を目的とする地下について上下の範囲を定めた借地権（区分地上権）を設定する場合において、その設定の対価として支払を受ける金額が、一定の金額を超えるときは、その設定の対価に係る所得を譲渡所得とすることとされた（所令79④三）。

(注) 1 認可事業に係る大深度地下法第14条第2項第2号《使用認可申請書》の事業計画書に記載されたものに限る（所令79④三）。

2 当該事業計画書に係る大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則（平成12年総理府令第157号）第8条第1号イ《使用認可申請書の添付書類の様式等》に掲げる事業計画の概要に記載された同号口の施設又は工作物に限る（所規19の2③）。

3 この「一定の金額」とは、その土地（借地権者にあつては、借地権）の価額の2分の1に相当する金額に、その土地（借地権者にあつては、借地権に係る土地）における地表から大深度（大深度地下法第2条第1項各号《定義》に掲げる深さのうちいずれか深い方の深さをいう。以下同じ。）までの距離のうち当該借地権の設定される範囲のうち最も浅い部分の深さから当該大深度（当該借地権の設定される範囲より深い地下であつて当該大深度よりも浅い地下において既に地下について上下の範囲を定めた他の借地権（区分地上権）が設定されている場合には、当該他の借地権の範囲のうち最も浅い部分の深さ）までの距離の占める割合を乗じて計算した金額の10分の5に相当する金額のことをいい、これを算式で示せば、次のとおりである。

$$\text{【計算式】 土地の価額} \times \frac{1}{2} \times \frac{a}{b} \times \frac{5}{10}$$

a：当該借地権（区分地上権）の設定される範囲のうち最も浅い部分の深さから大深度（注）までの距離

b：地表から大深度（注）までの距離

(注) 具体的には、次の①又は②のうちいずれか深い方の深さをいう。

① 地表から40メートルの深さ

② 支持地盤（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令（平成12年政令第500号）第2条第1項《通常の建築物の基礎ぐいを支持することができる地盤等》に規定する支持地盤をいう。）のうち最も浅い部分の深さから10メートルの深さ

4 本項は、この算式を具体的に示したものであり、当該借地権（区分地上権）が設定された場合には、その設定の対価として支払を受ける金額が、この算式で算出した金額を超える場合は、その設定は資産の譲渡とみなされ、その設定の対価は譲渡所得の対象として課税されることとなる。

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

【新設】

(大深度事業認可前の借地権の設定)

33-15の4 資産の譲渡とみなされる行為とされる令第79条第1項第3号の規定は、認可事業と一体的に施行される事業に限り適用されるものであるから、その認可事業について大深度地下法第16条の使用の認可を受ける前に、施設又は工作物の全部の所有を目的とする地下について上下の範囲を定めた借地権を設定した場合には、同号の規定の適用はないことに留意する。

《説明》

1 平成27年度税制改正により、所得税法令第79条第1項《資産の譲渡とみなされる行為》が改正され、同項の規定により資産の譲渡とみなされる行為の範囲に、大深度地下法第16条の規定により、大深度地下の使用の認可を受けた事業（認可事業）と一体的に施行される事業^(注1)により設置される施設又は工作物^(注2)の全部の所有を目的とする地下について上下の範囲を定めた借地権（区分地上権）を設定する場合において、その設定の対価として支払を受ける金額が、その土地（借地権者にあつては、借地権）の価額の2分の1に相当する金額に、その土地（借地権にあつては、借地権に係る土地）における地表から大深度までの距離のうち当該借地権の設定される範囲のうち最も浅い部分の深さから当該大深度までの距離の占める割合を乗じて計算した金額の10分の5に相当する金額を超えるときが追加された（所令79①三）。

（注1） 認可事業に係る大深度地下法第14条第2項第2号の事業計画書に記載されたものに限る（所令79①三）。

2 当該事業計画書に係る大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則第8条第1号イに掲げる事業計画の概要に記載された同号ロの施設又は工作物に限る（所規19の2③）。

2 所得税法令第79条第1項第3号の規定が適用される借地権（区分地上権）の設定は、大深度地下法第16条の規定により使用の認可を受けた事業（認可事業）と一体的に施行される事業として当該認可事業に係る事業計画書に記載された事業により設置される施設又は工作物の全部の所有を目的とする地下について上下の範囲を定めた借地権（区分地上権）の設定である場合に限られている。本項は、その認可事業について大深度地下法第16条の使用の認可を受ける前に、当該施設又は工作物の全部の所有を目的とする地下について上下の範囲を定めた借地権（区分地上権）を設定した場合には、同号の規定の適用がないことを留意的に明らかにしたものである。

したがって、大深度地下法第16条の使用認可を受ける前に行われた施設又は工作物の全部の所有を目的とする地下について上下の範囲を定めた借地権（区分地上権）の設定は、所得税法令第79条第1項第3号の規定の適用はないことから、同項第1号の規定により、資産の譲渡とみなされる行為に該当するかどうかを判定することとなる。